

**大洲市地域自治組織  
（自治会と地区公民館）  
在り方に関する中間報告書  
【案】**



**令和4年3月  
大洲市地域自治組織再編検討会議**

# 目 次

1	大洲市地域自治組織再編検討会議	1
(1)	目的	
(2)	経過	
(3)	今後のスケジュール	
2	地域自治組織（自治会と地区公民館）の現状と課題	2
(1)	現状	
(2)	課題	
3	全国の動向	4
(1)	地区公民館のコミュニティセンター化	
(2)	地区公民館とコミュニティセンターとの比較	
(3)	地区公民館のコミュニティセンター化におけるメリットと課題	
4	地域自治組織再編方針	6
(1)	組織の一元化と地区公民館のコミュニティセンター化	
(2)	目指すべき将来像	
(3)	コミュニティセンター（仮称）の設置基準	
(4)	組織の適正規模化に向けた支援	

## 【参考】

大洲市地域自治組織再編検討会議設置要綱  
大洲市地域自治組織再編検討会議委員名簿

# 1 大洲市地域自治組織再編検討会議

## (1) 目的

平成27年度の自治会と区長会の再編から6年が経過する中、著しい少子高齢化や人口減少をはじめ、地域行事等の参加者減少や固定化、事業の衰退、役員のなり手不足、更には、高度情報社会による若者の自治会離れなど、地域を取り巻く環境が大きく変化している。

このような状況において、地域が一体となって、地域が抱える課題を解消していくためには、自治会と地区公民館といった現組織体制の抜本的な見直しが必要であり、将来を見据えた地域自治組織の在り方を検討することを目的に設置したものである。

## (2) 経過

令和3年度において、地域自治組織再編の骨子となる「地域自治組織の体制」と「活動拠点施設」の2つの在り方について、以下のとおり検討を進め、中間報告書を取りまとめた。

令和3年	7月 1日	大洲市地域自治組織再編検討会議設置要綱制定
	7月 1日	大洲市地域自治組織再編検討会議委員委嘱
	7月30日	第1回大洲市地域自治組織再編検討会議 (1) 地域自治組織再編検討会議の設置目的 (2) 大洲市の現状と課題、先例地事例の概要等 (3) 今後のスケジュール
	8月25日	第2回大洲市地域自治組織再編検討会議 【先例地視察研修】※リモート (1) 島根県雲南市の取組概要等
	10月27日	第3回大洲市地域自治組織再編検討会議 (1) 地域自治組織の在り方の検討事項 (2) 地区公民館のコミュニティセンター化 (3) 地区公民館等における機能・施設の現況
	12月20日	第4回大洲市地域自治組織再編検討会議 (1) 地区コミュニティセンター（仮称）に備える機能 (2) 地区コミュニティセンター（仮称）の設置基準
令和4年	2月 2日	第5回大洲市地域自治組織再編検討会議 (1) 地域自治組織の在り方に関する中間報告書
	2月21日	大洲市議会への中間報告
	3月16日	自治会連絡会議、公民館長・分館長会への中間報告 及び質疑応答、意見聴取

## (3) 今後のスケジュール

令和4年度においては、地域自治組織再編の方針を決定し、引き続き、検討が必要とされる次の項目について、地域自治組織再編検討会議にて協議を進める予定としている。

- ・ コミュニティセンターの運営方法及び体制
- ・ 円滑な活動に向けた他組織との調整
- ・ コミュニティセンターへの移行方法

## 2 地域自治組織（自治会と地区公民館）の現状と課題

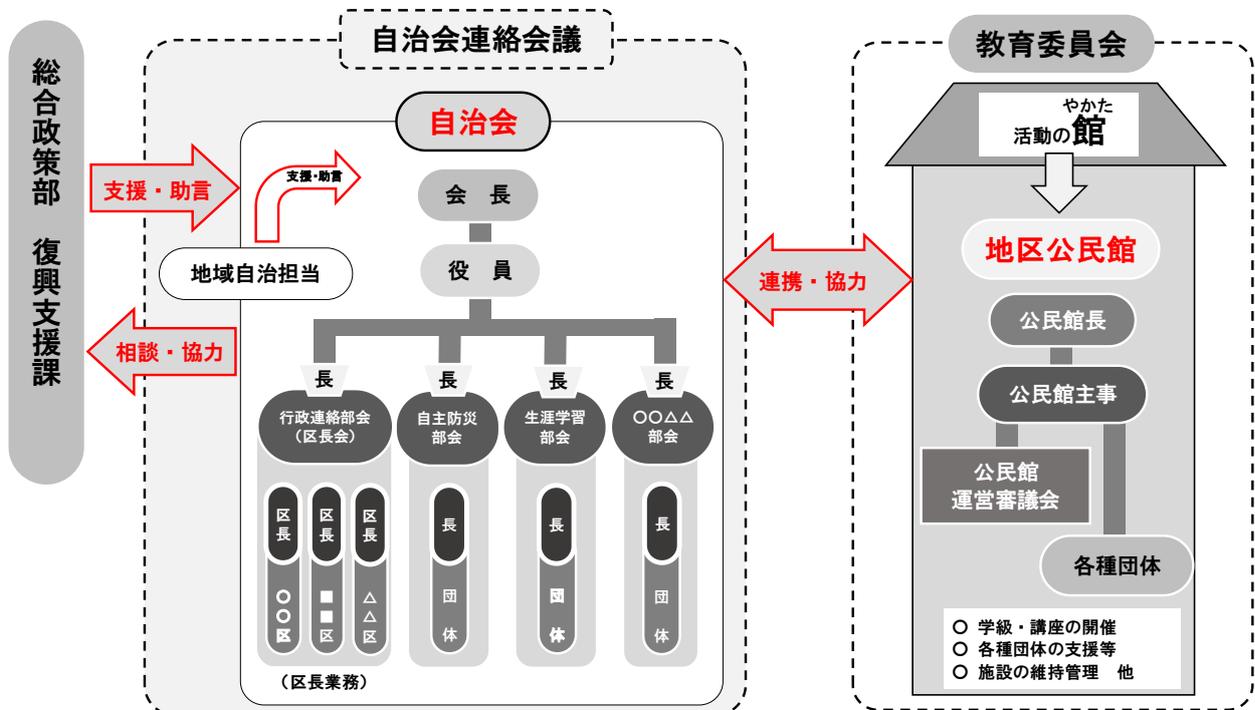
### (1) 現 状

平成17年の市町村合併当時は、旧市町村ごとに地域づくり等を担う組織が異なっていたため、平成19年度に区長会等の行政連絡機構を「区長及び区長会」として再編・統合し、公民館制度についても「公民館・分館」として統一した。さらに任意団体として地域づくり活動などが行われていた組織を「自治会」として、市内全域33の地域に設置された。

また、平成23年度からは、過疎化の進展や自治会が機能しないなどの課題や地域が自主的・自発的な活動を行うことができる仕組みづくりの必要性などから見直しを行い、平成27年度に自治会と区長会を統合する地域自治組織を再編するとともに、地域自治推進条例を制定した。この再編にあたっては、公民館との一元化も議論されたが、将来的に一元化を目指し、引き続き検討を進めることとなった。

自治会及び地区公民館は、共通の目的・目標を持つ組織であり、地域が抱える身近な課題の解決や地域の活性化につながる持続可能な事業に取り組む体制づくりを進めていく上で、様々な課題等が明らかとなっている。

### 【現状の組織体制】



## (2) 課 題

### 【活動状況】

自治会と地区公民館の事業は、地区によって振分けが異なるため、多くの事業が双方に挙げられているが、共催という形で事業に取り組まれている地区が多い状況である。

自治会	地区公民館
①総会 ②役員会、各部会 ③自主防災訓練、研修 ④歴史・文化学習会 ⑤備品等整備事業 <small>※案内看板設置、消火栓用ホース配備、防災関連など</small> ⑥子ども見守り活動 ほか	①公民館運営審議会 ②人権教育・青少年健全育成協議会総会 ③学級・講座 ④人権学習会 ⑤健康体操 ⑥クリスマス会 ほか
⑦盆踊り大会（夏まつり） ⑧敬老会 ⑨地区運動会 ⑩ふるさとまつり（文化祭） ⑪各種スポーツ大会 ⑫視察研修 ⑬美化運動（花いっぱい運動等） ⑭健康マラソン・ウォーク大会 ⑮地域伝統行事 ⑯三世代交流事業 ほか	⑦盆踊り大会（夏まつり） ⑧敬老会 ⑨地区運動会 ⑩ふるさとまつり（文化祭） ⑪各種スポーツ大会 ⑫視察研修 ⑬花いっぱい運動 ⑭健康マラソン・ウォーク大会 ⑮地域伝統行事 ⑯三世代交流事業 ほか

### 【課題と対応策】

役員のなり手や担い手の不足をはじめ、参加者の減少や固定化など、同じような課題が生じている。

これらの課題を解消するために、全国的な動きの調査・研究を行いながら、大洲市にとってふさわしい体制を検討する。

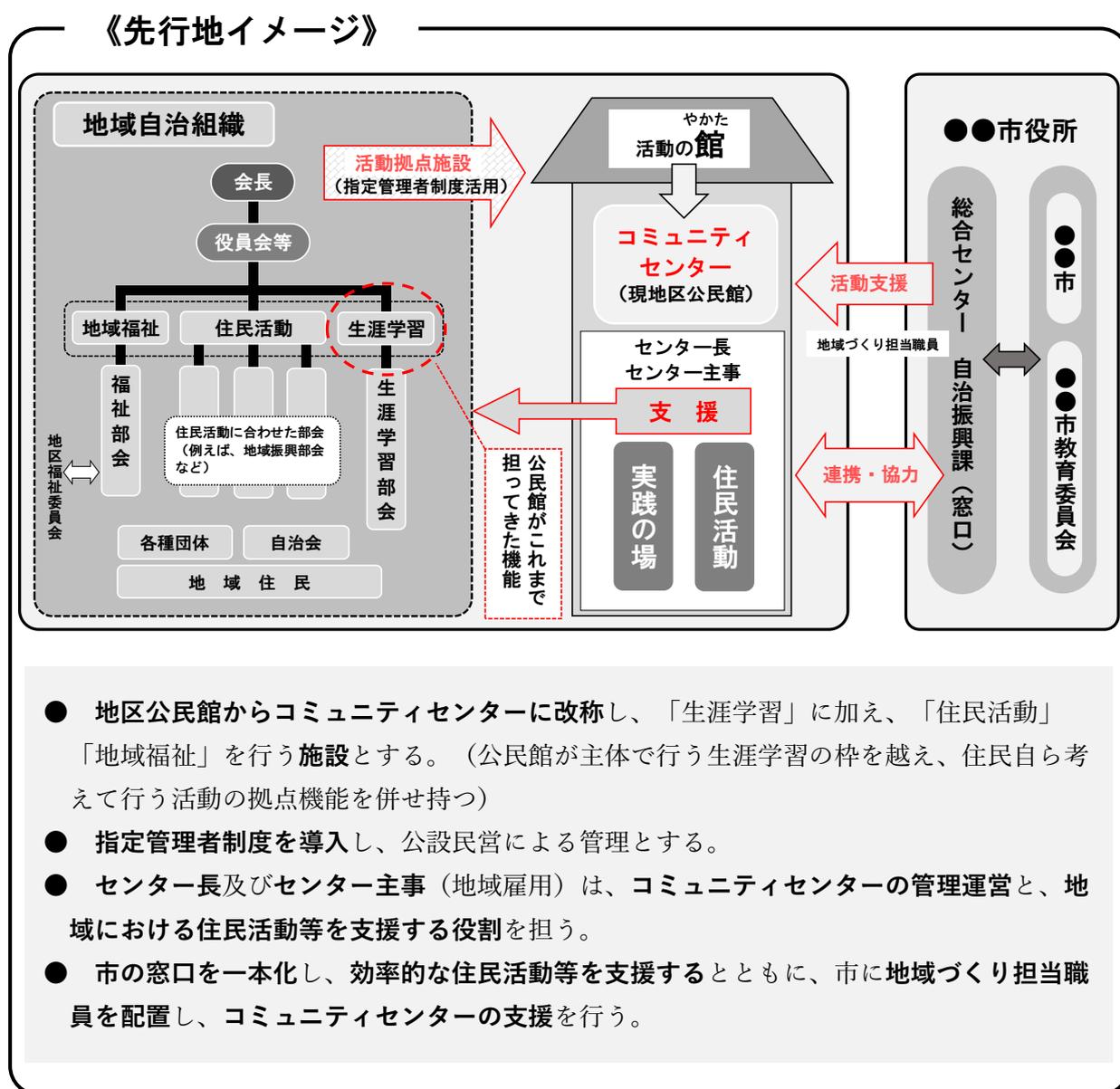
自治会	地区公民館	対応策
①高齢化と人口減少 ②役員のなり手不足と固定化 ③行事の規模縮小と見直し ④次世代の担い手不足	①高齢化と人口減少 ②役員のなり手不足	(1)組織の適正規模化 (2)自立した持続可能な組織運営
⑤参加者の減少と固定化 ⑥事業のマンネリ化 ⑦若い世代の活動不参加と無関心さ ⑧人付き合いの希薄化 ⑨異世代間のコミュニケーション不足 ⑩地域のまとまりの衰退 ⑪地域自治意識の低迷	③学級参加者の固定化 ④学級内容の固定化 ⑤活動への不参加と無関心さ ⑥人付き合いの希薄化 ⑦社会教育団体の衰退 ⑧若者、働く世代の公民館離れ ⑨世代間の価値観相違 ⑩公民館利用者の固定化	(3)魅力ある事業展開 (4)多世代が集える居場所づくり
⑫不明確な指揮・命令系統 ⑬公民館業務との区分 ⑭地区自主防災組織との関係性 ⑮地区社会福祉協議会等との関係性	⑪施設の老朽化 ⑫自治会業務との区分 ⑬体育施設の管理 ⑭各種団体事務局の取扱い	(5)組織の一元化による効率化 (6)計画的な施設整備

### 3 全国の動向

#### (1) 地区公民館のコミュニティセンター化

地区公民館はこれまで、幅広い世代を対象とした教育事業や生涯学習団体の活動支援などを行ってきたが、地域が抱える課題や多様化する住民ニーズに対応していく地域づくりの拠点としての役割が求められている。

そこで、下記の先行地イメージにあるように、社会教育施設として担ってきた生涯学習の場に加え、地域の発展に向けた自主的なまちづくりや地域交流の場、住民ニーズに応えられる幅広い学びの場として、より柔軟で自由度の高い地域づくりが展開できるコミュニティセンター化の動きが全国的に広まっている。



(2) 地区公民館とコミュニティセンターとの比較

	地区公民館	コミュニティセンター
設置主体	教育委員会	市長部局
根拠法令	社会教育法	地方自治法
施設性質	社会教育施設	コミュニティ施設
設置根拠	公民館条例 公民館条例施行規則	コミュニティセンター条例 コミュニティセンター条例施行規則
運営方法	直営	指定管理者 or 直営
事業概要	貸館（非営利・非政治） 施設維持管理 公民館事業（学級・講座等）	貸館（制限なし） 施設維持管理 地域の学び事業（生涯学習含む） 地域づくり事業等

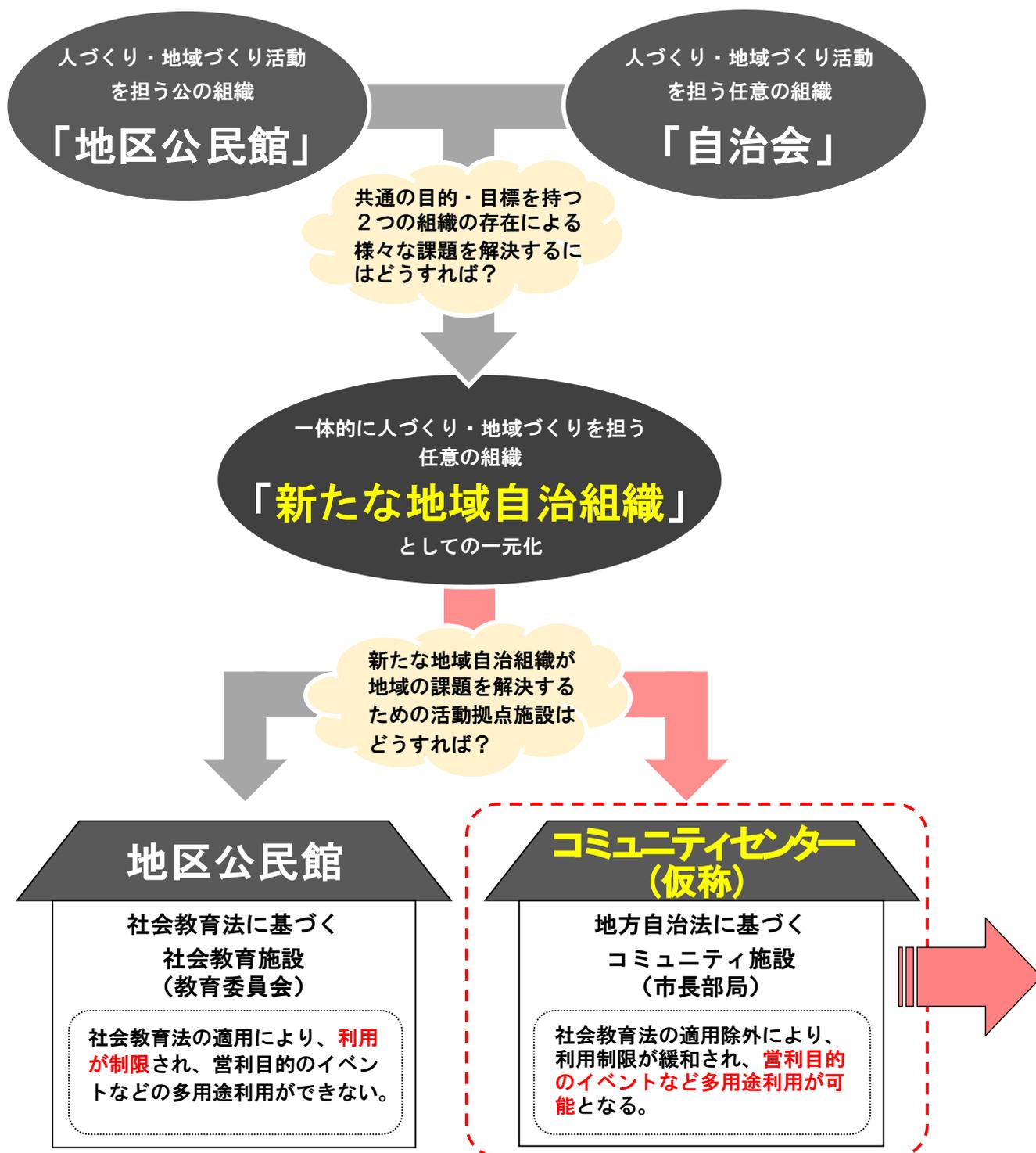
(3) 地区公民館のコミュニティセンター化におけるメリットと課題

メリ ット	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域のまちづくりの拠点として総合的・一体的な活用ができる。</li> <li>○ 社会教育法の適用除外による利用制限の緩和により、特産物の有償提供（物販）やコミュニティカフェの運営、営利を目的としたイベントの開催など多用途利用が可能となる。</li> <li>○ 地域づくりにつながる住民ニーズに応じた学び事業（学級・講座、資格取得を目的とした講習など）の企画・運営が可能となる。</li> <li>○ 地域自治組織及び市の窓口の一本化により、効率的な住民活動等の支援ができる。</li> </ul>
課 題	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="flex: 1;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 学校教育及び家庭教育との連携が薄れる可能性がある。</li> <li>○ 社会教育団体の利用に制約がかかる可能性がある。</li> <li>○ 充実した生涯学習の企画・運営が後退する可能性がある。</li> <li>○ 組織毎に施設及び活動にかかる総合補償制度への加入が必要となる。</li> </ul> </div> <div style="font-size: 2em; margin: 0 10px;">➡</div> <div style="flex: 1;"> <p style="text-align: center;"><b>【対応策】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 生涯学習の推進を図るための支援体制の構築</li> <li>○ 一般利用との差別化による制約の回避（予約受付開始時期の差別化）</li> <li>○ 地域自治組織への研修及び学習機会の提供</li> <li>○ 市による総合補償制度への一括加入</li> </ul> </div> </div>

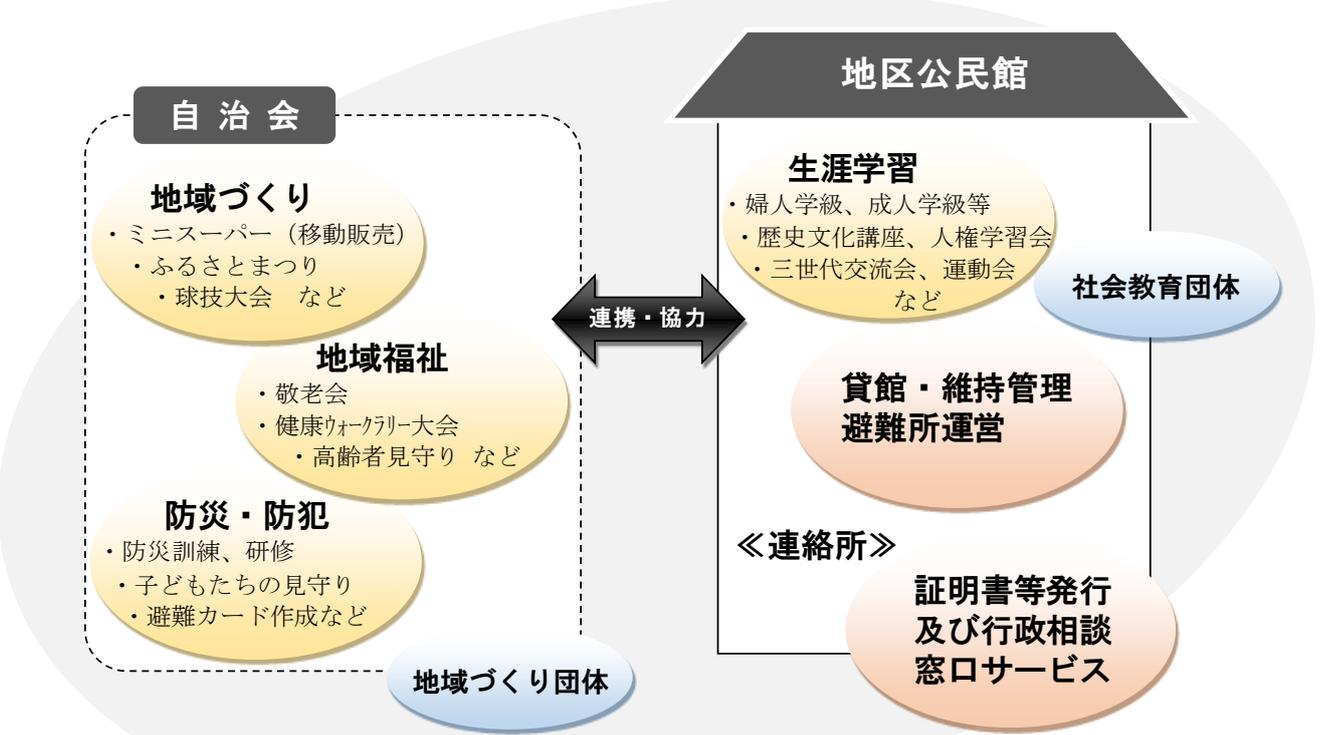
## 4 地域自治組織再編方針

### (1) 組織の一元化と地区公民館のコミュニティセンター化

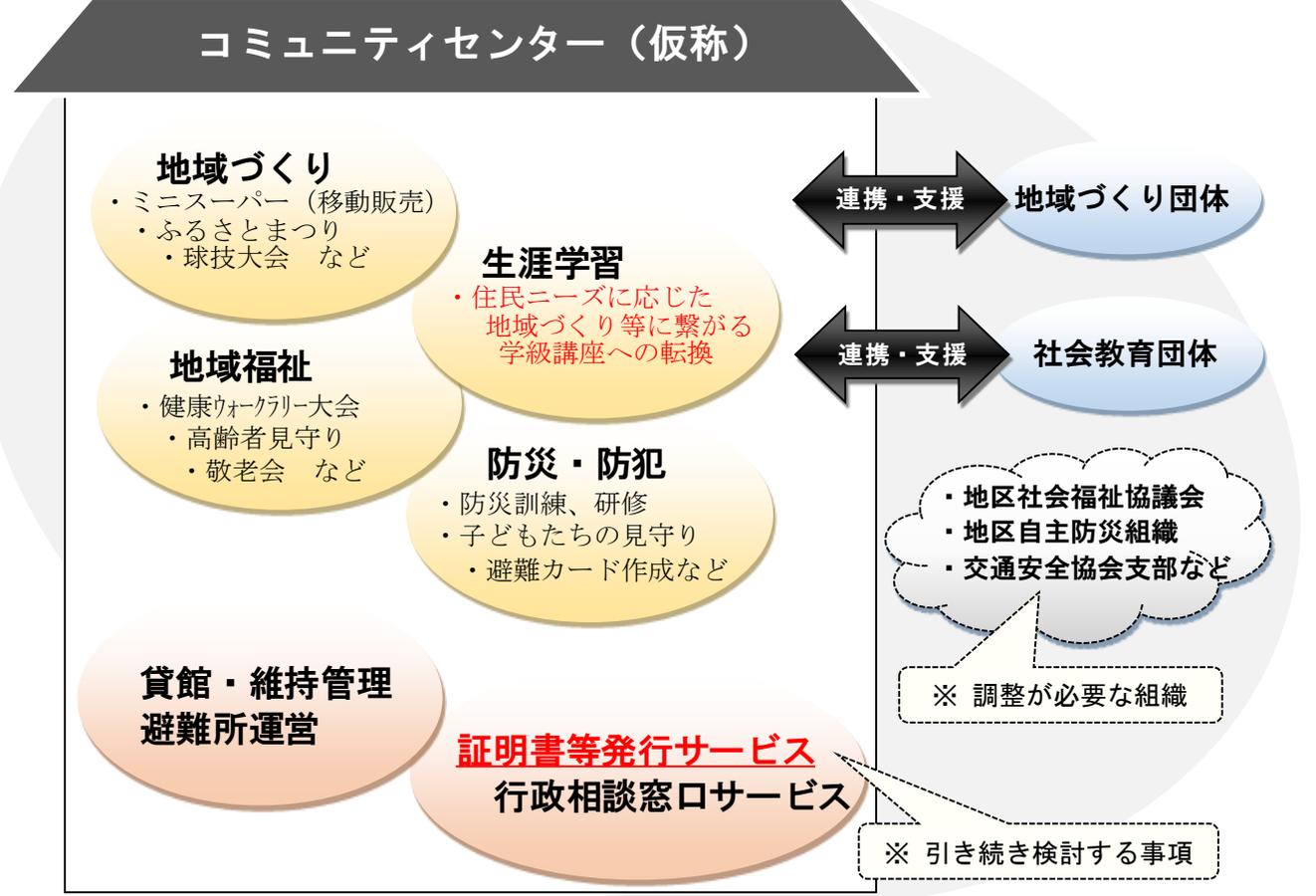
地域自治組織（自治会と地区公民館）の在り方の検討を重ねた結果、地域が一体となって取組みを進めていくため、組織の一元化を図り、その活動拠点として、地区公民館をコミュニティセンター化とする方向で検討を進めることとなった。



【現行の機能】



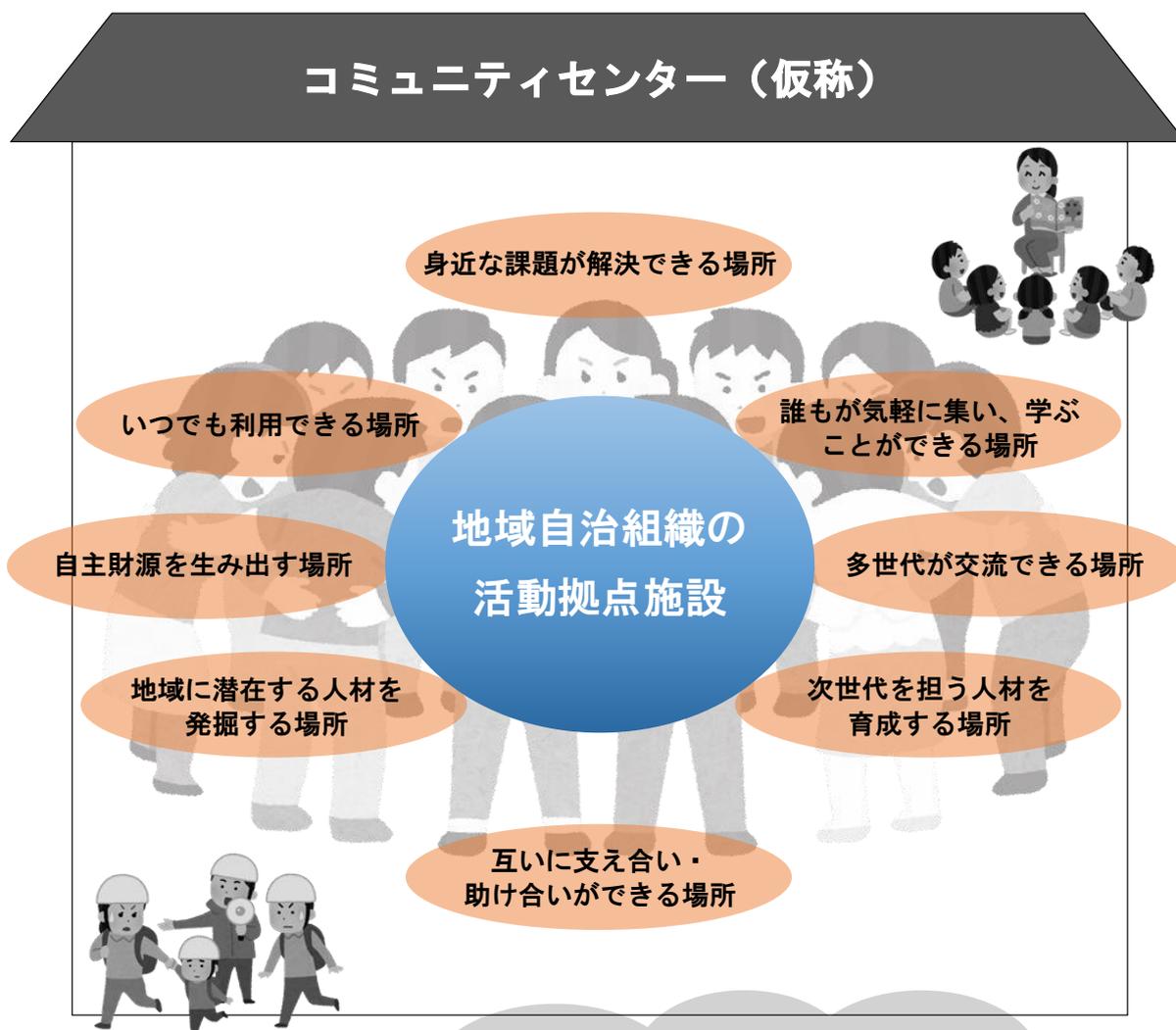
基本、現行のまま引き継ぐ



## (2) 目指すべき将来像

～ 心豊かに暮らし続けることができる住み良い地域社会の実現 ～

- 住民が主役となる地域
- みんなが支えあい活気あふれる地域
- 特性を活かした持続可能な地域



◎ 地域の活動拠点として総合的・一体的な活用

◎ 利用制限の緩和による活用の範囲拡大

☆ 特産物の有償提供（物販）

☆ コミュニティカフェの運営

☆ 放課後子ども教室の運営、自主学習の場の提供

☆ 有料イベント・講座等の開催

☆ 企業等の研修会・会議等への部屋の貸出 など



### (3) コミュニティセンター（仮称）の設置基準

#### 【設置基準】 1組織1施設（センター）

※ 区域内に2施設以上ある場合は、分館として位置付ける。

#### 【整備基準】 旧耐震基準の施設（センター）を計画的に整備する。

※ 第1期：昭和40年代建築施設、第2期：昭和50年代建築施設

※ 分館については、維持管理に努め、可能な限り、これまでどおり使用するが、センターの整備を優先する。

No.	自治会名	公民館・分館名	新たな施設区分		市指定 避難所	地区別世帯人口		
			センター	分館		世帯数	人口	高齢化率
1	肱南自治会	肱南公民館	○ (S49)		○	1,783	3,715	33.6
2	久米自治会	久米公民館	○ (H2)		○	1,213	2,542	31.6
3	肱北地区自治会	肱北公民館	○ (S52)		○	1,176	2,330	35.4
4	若宮地域自治会	〃 若宮分館	○ (H10)			1,453	3,240	
5	五郎自治会	〃 五郎分館	○ (S56)		○	472	1,120	25.7
6	田口地区自治会	〃 田口分館	○ (H8)			1,018	2,169	
7	たいら自治会	平公民館	○ (H4)		○	1,922	4,137	27.2
8	平野自治会	平野公民館	○ (S63)		○	917	1,984	39.7
		〃 平地上分館		■ (H26)	○			
9	南久米自治会	南久米公民館	○ (S56)		○	592	1,244	40.0
10	菅田自治会	菅田公民館	○ (S54/H4)		○	1,537	3,355	35.0
11	大川自治振興会	大川公民館	○ (S55)		○	357	703	52.3
		〃 蔵川分館		■ (S59)	○			
12	柳沢自治会	柳沢公民館	○ (S58)		○	209	431	58.7
		〃 田処分館		■ (H7)	○			
13	新谷自治会	新谷公民館	○ (S55)		○	1,496	3,311	33.3
		〃 喜多山分館		■ (H19)	○			
14	三善自治会	三善公民館	○ (S52)		○	396	833	39.3
15	八多喜自治会	八多喜公民館	○ (S57)		○	738	1,603	38.6
16	上須戒自治会	上須戒公民館	○ (S46)		○	196	385	55.3
17	長浜自治会	長浜公民館	○ (H6)		○	956	1,823	45.8
		〃 青島分館		■ (H2)	○			
18	沖浦自治会	沖浦公民館	○ (H10)		○	326	593	44.0
19	今坊自治会	今坊公民館	○ (H7)		○	175	348	46.5
20	櫛生地域自治会	櫛生公民館	○ (S63)		○	247	493	51.7
21	出海自治会	出海公民館	○ (S41)		○	206	395	52.6
22	大和自治会	大和公民館	○ (R2)		○	450	1,019	42.9
23	豊茂自治会	豊茂公民館	○ (S43)		○	178	339	56.6
24	白滝自治会	白滝公民館	○ (S42)		○	527	1,061	53.3
		〃 戒川分館		■ (H2)				
		〃 柴分館		■ (S47)	○			
25	肱川中央自治会	肱川公民館	○ (S46)		○	312	652	46.6
26	正山自治会	〃 正山分館	○ (H8)		○	223	543	37.9
27	大谷自治会	〃 大谷分館	○ (H16)		○	159	346	46.2
28	岩谷地域自治会	〃 岩谷分館	○ (R4)		○	86	116	82.7
29	予子林自治会	〃 予子林分館	○ (H17)		○	112	257	44.7
30	植松自治会	河辺公民館	○ (S53)			106	182	63.7
		〃 植松分館		■ (H16)				
31	坂本自治会	〃 坂本分館	○ (H2)		○	92	175	62.2
32	大伍自治会	〃 大伍分館	○ (H1)		○	65	98	75.5
33	北平自治会	〃 北平分館	○ (H6)		○	90	141	68.0
合 計			33	8		19,785	41,683	36.5

注1) 新たな施設区分の括弧書きの建築年は、旧耐震基準により建築された建物のうち、昭和49年以前の建物を青色、昭和50年以降の建物を緑色で表示

注2) 世帯数・人口・高齢化率は令和3年3月31日現在

注3) 世帯数100世帯以下、人口200人以下、高齢化率50%以上を赤色で表示(適正規模化が必要な目安想定)

#### (4) 組織の適正規模化に向けた支援

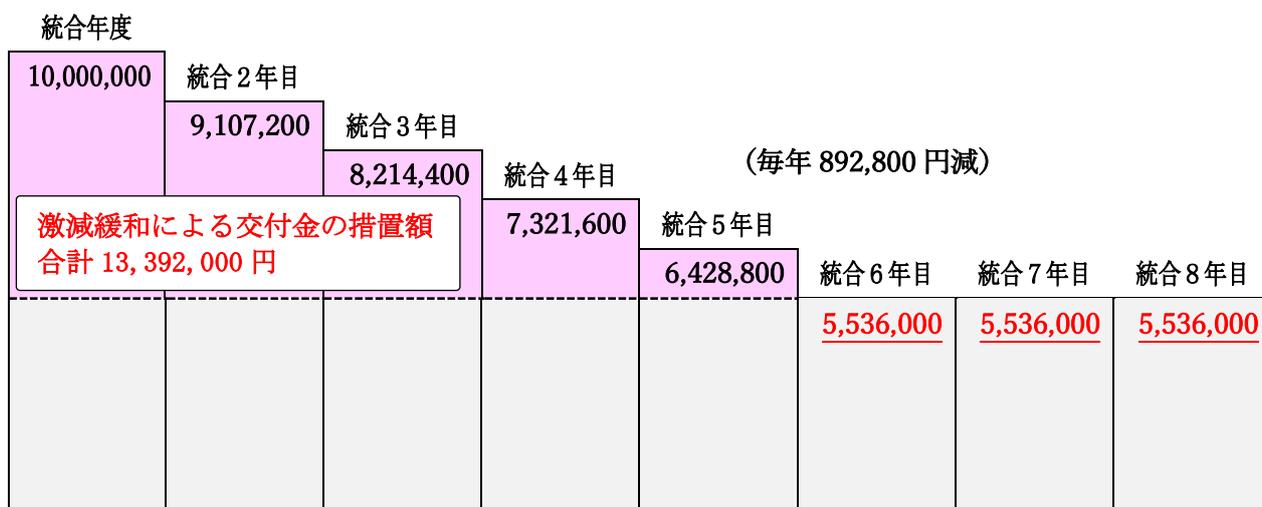
地域自治組織の再編以降に、人口減少や高齢化などの進展により、地域自治組織単独での活動が困難となり、隣接する地域自治組織との統合が決定した場合の「地域振興一括交付金」の取扱いについては、統合における地域自治組織の円滑な活動を保障するため、統合の翌年度から5年の間で段階的に減額しながら交付する。例えば、4地域自治組織が統合する場合、統合前の1地域自治組織の交付金を2,500,000円と仮定すると、下記の適用イメージのとおりとなる。

ただし、激減緩和による交付金の措置額については、統合後5年の間で使用することとする。

なお、地域振興一括交付金については、今後、組織再編の検討とあわせて、算定基礎の総合的な見直しを検討する。

#### 【激減緩和措置の適用イメージ図】

(単位：円)



#### 【減額対象交付金】

1 地域自治組織あたり	
地域自治組織活動均等割	880,000円
地域自治組織活動会長手当相当分	480,000円
自主防災活動均等割	128,000円
合計	1,488,000円

● 減額総額（3地域自治組織分）

1,488,000円 × 3地域自治組織 = 4,464,000円減額

## 参 考

大洲市地域自治組織再編検討会議設置要綱

(設置)

第1条 自治会及び地区公民館等（以下「地域自治組織」という。）の再編に向けた今後のあり方について検討を行うため、大洲市地域自治組織再編検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討会議は、次の事項を所掌する。

- (1) 地域自治組織の現状及び問題点の調査
- (2) 地域自治組織の再編に向けた今後のあり方の検討
- (3) 前2号に掲げるもののほか、地域自治組織の再編に関し必要な事項

(組織)

第3条 検討会議は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる団体等のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 大洲市自治会連絡会議
- (2) 大洲市公民館長会
- (3) 大洲市議会
- (4) 学識経験者
- (5) その他市長が適当と認める者

(委員の任期)

第4条 委員は、第2条に規定する所掌事務が終了したときに解嘱されるものとする。ただし、公職にあることにより委嘱され、又は任命された委員の任期は、その公職にある期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 会議に委員長1人及び副委員長2人を置く。

- 2 委員長は、市長が指名する。
- 3 副委員長は、委員長が指名する。
- 4 委員長は、検討会議を代表し、会務を総理する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議)

第6条 検討会議の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、最初に招集する会議は、市長が招集する。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否の同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。
- 5 会議は、原則として公開する。ただし、委員長が必要と認めるときは、委員会に諮り、これを非公開とすることができる。

(庶務)

第7条 検討会議の庶務は、地域自治推進担当課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、委員長が検討会議に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年7月1日から施行する。  
(大洲市地域自治組織再編検討委員会設置要綱の廃止)
- 2 大洲市地域自治組織再編検討委員会設置要綱（平成23年大洲市要綱第2号）は、廃止する。

## 大洲市地域自治組織再編検討会議委員名簿

令和3年10月8日現在

No.	団体名	役職	氏名	備考
1	自治会連絡会議（会長）	肱北地区自治会長	口井 睦雄	大洲 副委員長
2	自治会連絡会議（副会長）	長浜自治会長	東 信利	長浜
3	自治会連絡会議（副会長）	肱川中央自治会長	藤高 茂治	肱川
4	自治会連絡会議（副会長）	北平自治会長	土居 敏	河辺
5	自治会連絡会議	若宮地域自治会長	井上 國友	大洲
6	自治会連絡会議	平野自治会長	明後 久利	大洲
7	自治会連絡会議	南久米自治会長	玉木 妙子	大洲
8	自治会連絡会議	菅田自治会長	小川 陽一	大洲
9	自治会連絡会議	三善自治会長（三善公民館長）	窪田 亀一	大洲
10	自治会連絡会議	出海自治会長	東浦 義隆	長浜
11	公民館長会（館長代表）	中央公民館長	藤岡 朋	大洲 副委員長
12	公民館長会（館長副代表）	長浜公民館長	重松 直博	長浜
13	公民館長会（地区代表）	肱南公民館長	森永 茂	大洲
14	公民館長会（地区代表）	肱川公民館長	山田 晴夫	肱川
15	公民館長会（地区代表）	河辺公民館長	長岡 勇	河辺
16	公民館長会	豊茂公民館長	藤淵 良子	長浜
17	公民館長会	白滝公民館長	日野 精治	長浜
18	大洲市議会	総務企画委員会委員長	松徳 憲二	—
19	大洲市議会	厚生文教委員会委員長	武田 典久	—
20	愛媛大学	法文学部准教授	太田 響子	— 委員長